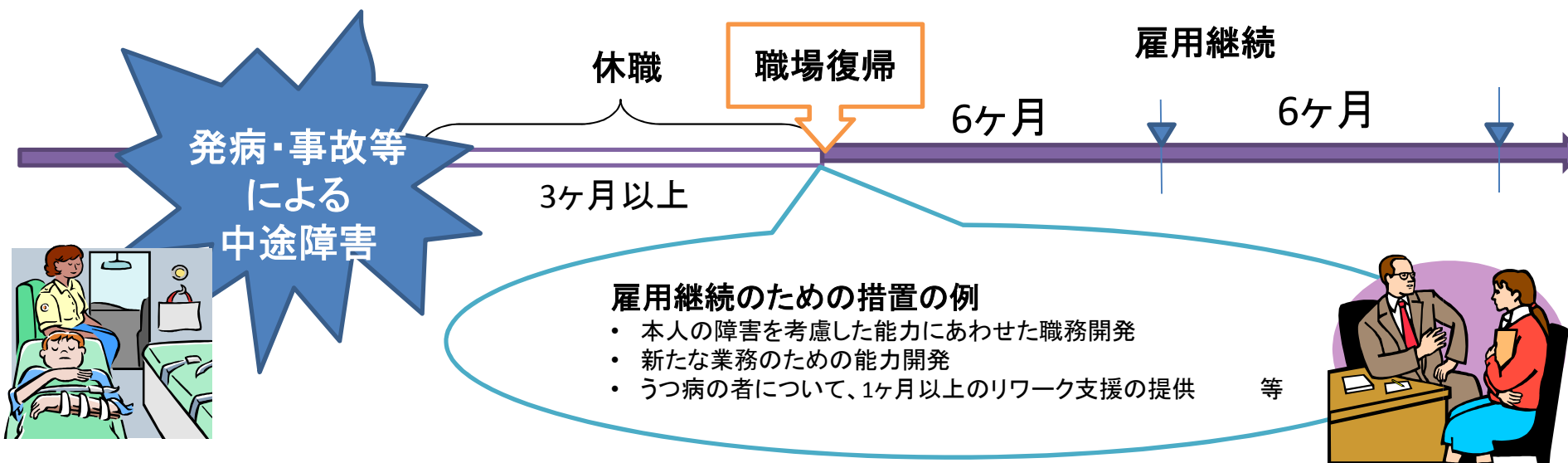


障害者職場復帰支援助成金（仮称）

趣旨

雇用する労働者が、難病等の発症や事故などによる中途障害等により長期の休職を余儀なくされ、かつ、復帰にあたり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、事業主が必要な措置を講じて雇用の継続を図ることを促進するため、障害者職場復帰支援助成金（仮称）を支給する。



助成の内容

1 対象事業主

雇用する労働者が、難病等の発症や事故などによる中途障害により3ヶ月以上の休職を余儀なくされ、かつ、復帰に当たり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、その措置を講じた上で、当該中途障害者の雇用を継続した事業主

2 支給額

大企業 1回 25万円（合計50万円）、中小企業 1回35万円（合計70万円）

障害者雇用安定奨励金(仮称)

1 趣旨

障害者の職場適応・職場定着を図るため、障害者を雇入れ、その障害者を支援する者を配置する又は特に職場定着に困難を抱える障害者に対し計画に基づく支援を行う事業主等に対して奨励金を支給する。

2 内容

1. 障害者職場定着支援奨励金(仮称)

障害者の職場適応・定着を図るために事業主が、障害者を支援する者を配置した場合に奨励金を支給。

2. 障害者職場適応援助促進助成金(仮称)

職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、雇入れ後の職場適応・定着を図るために、計画に基づき職場適応援助者(ジョブコーチ)による専門的な支援を提供する者の活動に対して助成金を支給。

障害者職場定着支援奨励金(仮称)

1 趣旨

障害者の職場適応・職場定着を図るため、障害者を雇入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対して奨励金を支給する。

2 内容

助成対象

- 新たに**障害者**を雇入れ、**職場支援者(※1)**を配置する(※2)事業主

※1 対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導を行う者であり、一定の要件に該当する者をいう。

※2 配置とは、職場支援者を事業主自らが雇い入れるほか、外部の支援者を事業主が委嘱契約等を結んで配置する場合をいう。

支給額

- 支給期間は**2年間**で、支給対象期ごとに支給。(対象労働者が精神障害者の場合の支給期間は3年)
- 支給対象労働者の数に、以下に掲げる 区分に応じた額を乗じて得た額

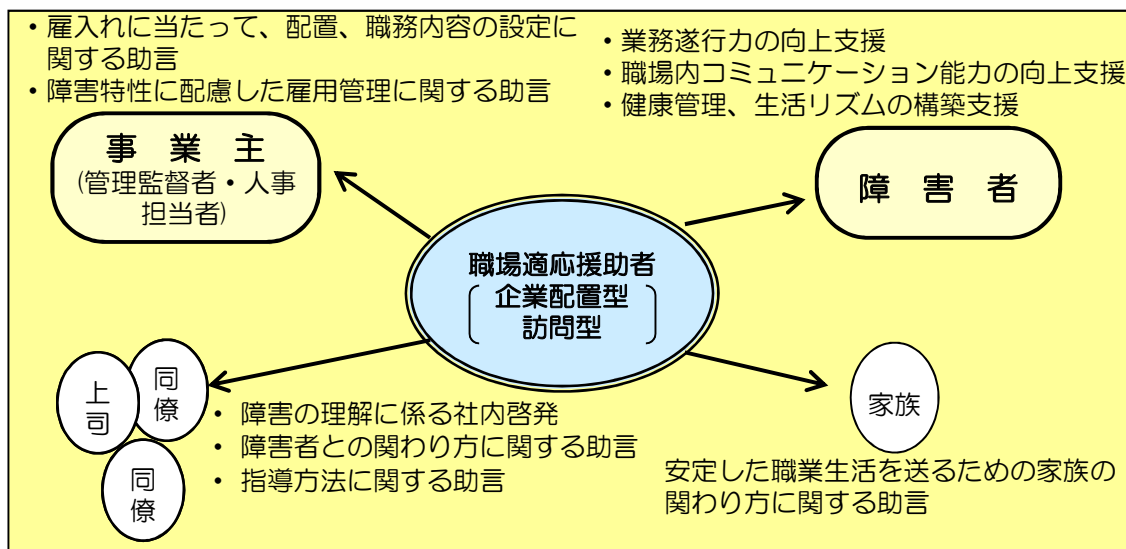
	中小企業以外	中小企業
短時間労働者以外の者	3万円／月	4万円／月
短時間労働者	1.5万円／月	2万円／月

障害者職場適応援助促進助成金（仮称）

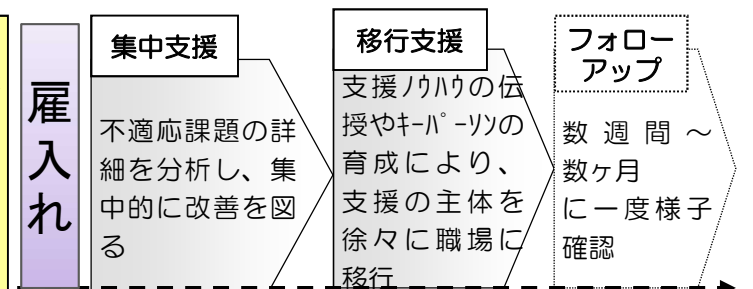
1 趣旨

企業に雇用される障害者の職場適応上の課題を解決し、その雇入れ後の職場適応・定着を図る職場適応援助者の活用を促進するため、障害者職場適応援助促進助成金による助成を行う。

◎ 支援内容



◎ 標準的な支援の流れ(支給対象期間)



・企業配置型職場適応援助
1回最大6ヶ月(上記集中支援と移行支援)、1人あたり合計最大12ヶ月(精神障害者については最大18ヶ月)まで

・訪問型職場適応援助
1回最大1年8ヶ月(精神障害者2年8ヶ月)
内訳: 集中・移行支援機関 最大8ヶ月
フォローアップ期間 最大1年
(精神障害者 2年)

2 内容

1 対象事業主

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターが、障害者の職場適応の観点から課題を解決するために必要とする支援内容や程度を勘案して作成又は承認した職場適応援助計画(仮称)があり、これに基づき職場適応援助者による支援を提供する事業主

2 支給額

○ 企業配置型 対象障害者1人・1月あたり 大企業 6万円(短時間3万円)、中小企業 8万円(短時間4万円)

○ 訪問型 支援実施1日あたり 16,000円

(支援の実施のために新たに職場適応援助者を養成した場合、養成研修受講経費の1/2を助成)

障害者職業能力開発助成金(仮称)

1 趣旨

障害者雇用に取り組む中小企業等の人材ニーズに対応して、一定水準以上の長期間の教育訓練を継続的に実施する施設の設置・運営を行う事業主、社会福祉法人等に対して、その経費を助成する。

2 内容

実施主体：事業主又はその団体、社会福祉法人等

訓練対象者：重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者等

教育訓練の内容：

- ①6月以上2年以内の教育訓練
- ②訓練を行う1単位の受講生おおむね10人
- ③障害者5人に1人の専任の訓練担当者の配置(訓練職種に関する専門知識・技術・技能、障害者支援の経験を有する者)
- ④生活面・健康面のサポートと就職支援までの一貫した支援
- ⑤障害特性、安全衛生に配慮した教育訓練施設

○施設・設備の設置等に要する経費に対する助成

設置等に要する経費の3/4(上限額:5000万円、更新の場合は1000万円)

○運営費に対する助成

運営費(人件費、教材費等)の4/5(上限額:1人当たり月17万円)

* 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者以外は3/4(上限額16万円)

○職域開発等に制約がある中小企業の人材ニーズに対応した人材育成

○重度視覚障害者等の職域の拡大

○知的障害者、精神障害者等の希望に応じた就職・職場定着の実現

障害者雇用の状況

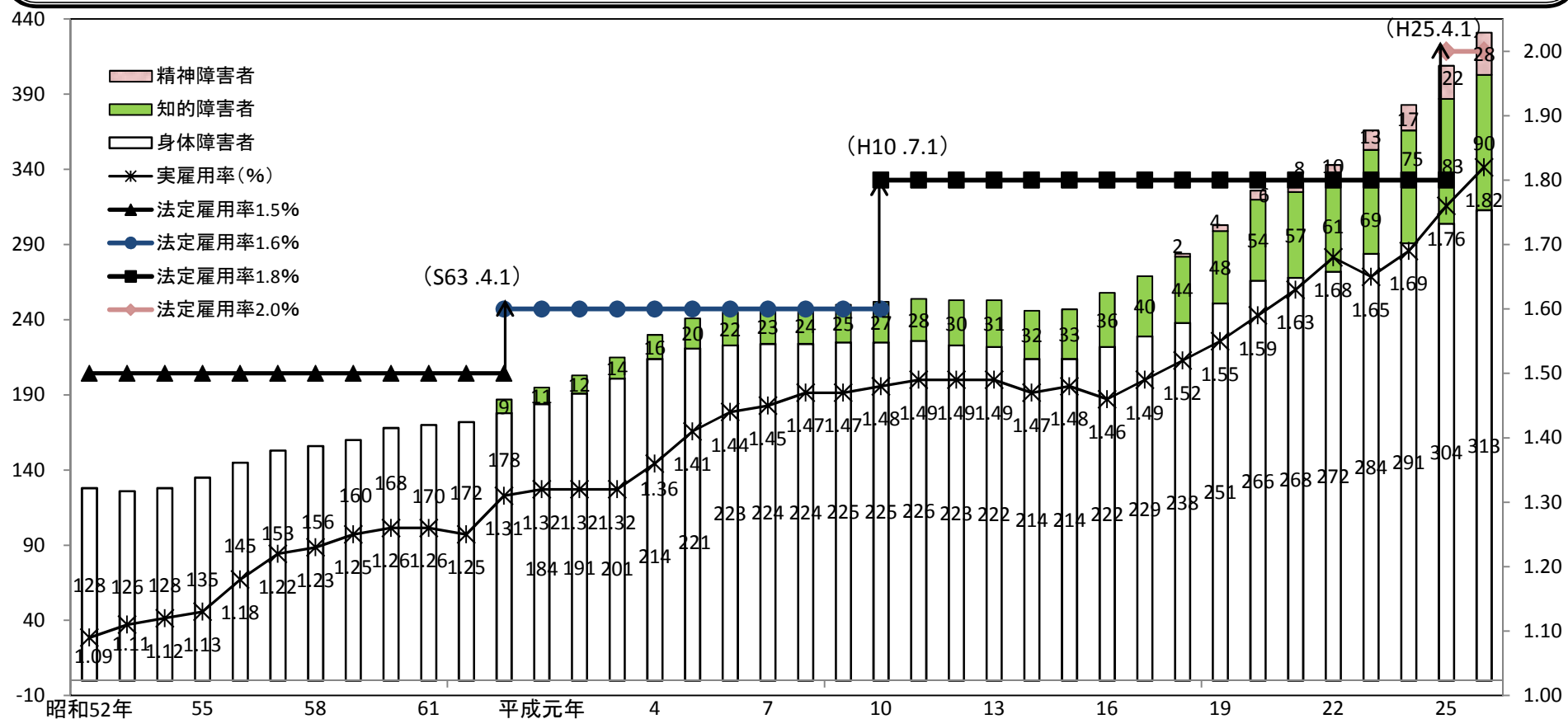
(平成26年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 43.1万人 (身体障害者31.3万人、知的障害者9.0万人、精神障害者2.8万人)

実雇用率 1.82% 法定雇用率達成企業割合 44.7%

- 25年4月に引き上げた法定雇用率(2.0%)には届かないものの、**雇用者数は11年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。



(注)平成22年度の改正前の制度に基づいて実雇用率を推計した場合、平成23年度は1.75%、平成24年度は1.79%である。

障害者雇用納付金制度の財政状況について

単位：億円

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)
納付金収入(a)	155	137	192	192	163	237
支 出 (b)	236	235	226	235	219	207
調整金／報奨金	114	119	134	147	164	125
助成金	77	79	69	66	31	48
事務事業費	44	38	22	20	21	32
単年度収支(a-b)	▲ 81	▲ 99	▲ 34	▲ 43	▲ 55	29

積立金額	257	158	120	76	20	49
------	-----	-----	-----	----	----	----

※ 25年度以前は決算値を記載。

※ 26年度は現時点における見込みであり、決算において数値の変動があり得る。

※ 支出(b)の額については、調整金等の外、還付金が含まれる。

※ 数値は、それぞれ四捨五入。